

院内感染防止に関する取り組み事項

1、院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、院内感染を積極的に防止して、患者さんの安全や職員の健康を守ることを目的に、感染制御部を設置しています。

院内感染対策の活動の必要性・重要性を全部署及び全職員（派遣・委託業者を含む）に周知徹底し、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応をこころなうことに務めます。

2、院内感染対策のための組織及び体制に関する基本事項

1) 院内感染対策委員会（I C C）

感染対策に関して討議・検討・決定をしています。委員会は月1回、必要時随時開催しています。

2) 感染対策チーム（I C T）

院内感染の実働部隊として週1回のラウンドを行い、現場の感染問題に迅速に対応しています。

3、院内感染発症時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発症した場合にはI C Tが速やかに現状の確認・調査・感染対策の徹底を行い、感染拡大を防止します。必要に応じてI C Cを開催し対策を講じます。

4、院内感染に関する職員研修に関する基本事項

感染に必要な知識・技術などの向上を図る為に、全職員を対象に研修を年2回開催しています。また福岡大学筑紫病院と連携し、定期的で開催されるカンファレンスへの参加、新興感染症の発生を想定した訓練等に年1回以上参加します。また、新入職員に対しては入職時に抗議・研修を行っています。

5、患者様に対する当該指針の閲覧に関する基本事項

感染の流行が見られる場合には、ポスターなどの院内掲示物で広く員に兄情報提供を行います。合わせて感染防止のための手洗い・マスク着用などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

6、その他院内感染防止対策の推進にために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

令和4年4月1日 医療法人文杏堂 杉病院